

開 会 午後1時

---

●小須田大拓委員長 ただいまから、建設委員会を開会いたします。

報告事項は、特にございませぬ。

それでは、議事に入ります。

最初に、議案第53号 令和5年度札幌市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑はございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●小須田大拓委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

●吉岡弘子委員 私は、日本共産党を代表して、議案第53号 令和5年度下水道事業会計補正予算（第2号）に反対の立場で、討論を行います。

議案第53号は、国の補正予算に関連して行う補正として、下水道補正予算25億1,900万円が計上され、うち、都心アクセス関連工事分として、アクセス道路が地下構造になったことによる下水道管移設に係る費用となっています。

事業費は13億1,600万円であり、国の補正予算分を引いた6億5,800万円は本市が企業債を発行することになります。

本市は、下水道管をはじめ、公共施設において長寿命化対策を取り、事業の延命化と事業費の縮減を進めているにもかかわらず、この下水道管は老朽化しているものの、緊急性が高いものではなく、必要性や市民合意のないアクセス道路建設のスケジュールに合わせた事業費だと言わざるを得ませぬ。

よって、議案第53号には反対いたします。

●小須田大拓委員長 ほかに討論はございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●小須田大拓委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第53号を可決すべきものと決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

●小須田大拓委員長 賛成多数であります。

よって、議案第53号は、可決すべきものと決定いたしました。

ここで、理事者交代のため、委員会を暫時休憩いたします。

---

休 憩 午後1時2分

再 開 午後1時3分

---

●小須田大拓委員長 委員会を再開いたします。

次に、議案第35号 札幌市水道事業給水条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

質疑を行います。

質疑はございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●小須田大拓委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●小須田大拓委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第35号を可決すべきものと決定することにご異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●小須田大拓委員長 異議なしと認め、議案第35号は、可決すべきものと決定いたしました。

ここで、理事者交代のため、委員会を暫時休憩いたします。

休憩 午後1時4分

再開 午後1時5分

●小須田大拓委員長 委員会を再開いたします。

次に、議案第45号 令和5年度札幌市一般会計補正予算（第8号）中関係分及び議案第46号 令和5年度札幌市土地区画整理会計補正予算（第2号）の2件を一括議題といたします。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●小須田大拓委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●小須田大拓委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第45号及び第46号の2件を可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●小須田大拓委員長 異議なしと認め、議案2件は、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第32号 札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

質疑を行います。

●吉岡弘子委員 議案第32号 札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例の一部改正について質問させていただきます。

施行から20年が経過し、実態調査を行ったところ、自転車等の利用目的や駐輪需要が変化していることなどから見直しが必要になったとのことですが、幾つか伺いたいと思います。

初めに、設置義務台数の改正についてです。

条例の対象となる地域は、駐車場整備地区と駐

車場整備地区以外の近隣商業地域・商業地域となっております。駐車場整備地区の地域は、東西は東3丁目から西11丁目まで、南北は北9条から南9条までの地域となっております。

条例の改正概要の一つ目が自転車等駐車場の設置義務台数の適正化となっております。

札幌中心街の駐車場整備地区の場合でお聞きしたいと思います。

例えば、銀行等の場合では、設置義務の対象となる施設用途に係る原単位を70平方メートルに1台だったのが、改正案では250平方メートルに1台にするとなっております。

そこで、質問ですが、銀行等を新築及び増築する場合、原単位が70平方メートルに1台から250平方メートルに1台にすることで、設置義務の対象となる施設規模はどのように変わるのか、具体的にお聞きします。

また、このことによって駐輪場の増減がどうなるのかについても伺います。

●松川総務部長 例えば、銀行における施設規模、設置義務台数がどのように変わるのかについてお答えをいたします。

駐輪場の設置義務台数につきましては、店舗と面積を施設用途ごとの基準面積で割って得た台数の合計値が20台以上の場合に設置が必要となります。

駐車場整備地区における銀行等の施設規模は、原単位に20台を掛けた数値が設置義務の最小規模となりますことから、店舗等面積につきましては、現行条例では1,400平米、改正条例では5,000平米となります。

これにより、銀行における設置義務台数につきましては、原単位が現行の70平米に1台から250平米に1台となりますので、おおむね3分の1の台数となります。

なお、銀行のほか、現行の対象施設用途については緩和傾向となりますけれども、通勤利用者の駐輪が多い実態を踏まえまして、物件等が多い事

務所ビルについて新たに設置義務の対象とすることから、相対的な設置義務台数は現行条例よりも増加するものと考えております。

●吉岡弘子委員 原単位に20を掛けた数字が対象施設面積になるということで、これまでは1,400平方メートルで20台だったところ、5,000平方メートルで20台になるわけですから、同じ5,000平方メートル換算をすると、現行では70台、改正したら20台分の台数でよくなるということです。

また、現行では1,400平方メートル以上の店舗は対象となっていましたから、これまで対象となっていた施設も5,000平方メートル未満の施設は駐輪場設置義務がなくなります。駐輪場そのものの数も減少することになります。駐輪場の数も台数も減ってしまうことは明らかだと思います。

ほかの施設用途の場合でも、小売店舗は2,900平方メートルから4,200平方メートル、パチンコ店を除く遊戯場の場合は2,800平方メートルから3,400平方メートル、そして、パチンコ店では600平方メートルから1,200平方メートルと、いずれも緩和されます。

このことは、事業者にとっては、設置義務の対象から外れるところが出てくる場合や台数を減らせることで設置義務の緩和になると思いますが、パブリックコメントでも意見が上がっているように、自転車を利用する市民にとっては、今でも都心で駐輪場が足りないのに、ますます不便になってしまうのではないのでしょうか。

次に、自転車等駐車場の設置義務台数の緩和についてです。これも新設されたものです。

資料には、施設が生じさせる自転車等の駐車需要が当該施設の規模に照らして著しく少なく、周辺の生活環境の保全と都市機能の維持に支障がないと市長が認める場合は、設置義務台数を緩和できるとなっています。

銀行の場合で見ますと、現行では1,400平方メートルの施設ですと20台の駐輪場設置の義務が

生じますが、市長が認めれば、15台とか10台とかの場合もいいですよということになると思います。

そこで、質問ですけれども、自転車等駐車場の設置義務台数の緩和について、周辺の生活環境の保全と都市機能の維持に支障がないと市長が認める場合はどのような場合なのか、お伺いいたします。

●松川総務部長 設置義務台数の緩和に関しまして、市長が認める場合についてお答えいたします。

今回の条例改正では、新築または増築された施設が公共地下通路等に接続され、公共交通の利用が多く自転車の駐車需要が少ないと見込まれる場合や、事務所などの施設用途で、就業規則等で自転車利用を認めていないなど、自転車の駐車需要が少ないと市長が認める場合に設置義務台数の緩和を行うものでございます。

なお、駐車場の設置に係る届出を行う前に建物所有者から台数緩和に係る申請を提出してもらい、個別の案件ごとに審査を行って判断をしていくものでございます。

●吉岡弘子委員 昨年行ったパブリックコメントには、そもそも今でも駐輪場がなく、困ることが多過ぎる、もっと駐輪場を増やすようにさせなければならないのに、これは銀行の数ですけれども、70平米を250平米に緩和するのは認められないとか、大規模な店舗ばかりではなく、札幌は小規模な店舗が多いので、そういう店に自転車で行っても周囲に迷惑をかけないようにすべきだし、自転車で行けるようにしてほしいなどの意見が寄せられています。

次に、隔地距離の緩和についてです。これも新設されました。

現行では、自転車等駐車場の設置場所は、原則、店舗等から50メートル以内となっております。

そこで、質問ですが、このたびの改正では、市

長が認める場合に、駐車場整備地区にあってはおおむね250メートル以内に緩和できるとありますが、現行で50メートルにしている理由と、このたび250メートルに変更する理由について伺います。

●松川総務部長 隔地距離に関しまして、現行条例ではおおむね50メートル以内としている理由及び改正条例でおおむね250メートル以内に緩和する理由についてお答えいたします。

現行条例におきましては、隔地距離をおおむね50メートル以内としておりますのは、国が作成した自転車駐車場附置義務条例のひな形、いわゆる標準条例におきまして隔地距離を50メートル以内と定めているため、この数値を採用しているものでございます。

また、改正条例において市長が認める場合、おおむね250メートル以内に緩和することができる規定につきましては、今回実施をいたしました実態調査の利用者アンケートの結果ですとか他都市の条例における隔地距離の状況を踏まえて算定し、設定したものでございます。

●吉岡弘子委員 自転車は、止めてすぐに目的地に行けるのが魅力であり、強みです。駐車場が減る、遠くなるでは、不便になって、結局、路上駐車が増えるのではないのでしょうか。

条例改正は、駐輪場設置対象施設用途に飲食店と事務所を追加する一方で、現行では、設置義務のある小売店や銀行、遊技場などの事業者にとっては大幅緩和されることとなります。

そのことによって、自転車利用者にとっては利便性が大きく損なわれることとなります。

エコな乗り物として推進される自転車ですから、市民の利便性向上のための改正にすべきと申し上げ、質問を終わります。

●小須田大拓委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●小須田大拓委員長 次に、討論を行います。

●吉岡弘子委員 私は、日本共産党を代表して、議案第32号 札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例の一部改正に反対の立場で、討論いたします。

条例改正は、新築及び増築をする場合の駐輪場設置対象施設用途に飲食店と事務所を追加する一方、設置義務の対象となる施設規模は大幅な緩和となります。

駐車場整備地区で銀行等が新築、増築を行う場合ですと、設置義務が生じる施設規模は1,400平方メートル以上から5,000平方メートル以上に大幅緩和されることで、駐輪場は減少し、駐輪台数も、現行では70台のところ、改正により20台の設置義務に激減します。

また、現行では、店舗等から原則50メートル以内に駐輪場を設置することになっていますが、改定案では250メートルまで可能としています。

このたびの条例改正は、飲食店、事務所が対象として広がりますが、一方で、現行で小売店や銀行、パチンコ店を含む遊技場では、設置義務が大幅に規制緩和されることとなります。

それによって、自転車利用者にとっては利便性が大きく損なわれることとなります。

エコな乗り物として推進される自転車ですから、市民の利便性向上のための改正とすべきと申し上げ、討論を終わります。

●小須田大拓委員長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●小須田大拓委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第32号を可決すべきものと決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

●小須田大拓委員長 賛成多数であります。

よって、議案第32号は、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第43号 市道の認定及び変更の件を議題といたします。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●小須田大拓委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●小須田大拓委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第43号を可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●小須田大拓委員長 異議なしと認め、議案第43号は、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第56号 損害賠償及び和解に関する件を議題といたします。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●小須田大拓委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●小須田大拓委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第56号を可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●小須田大拓委員長 異議なしと認め、議案第56号は、可決すべきものと決定いたしました。

ここで、理事者交代のため、委員会を暫時休憩いたします。

---

休 憩 午後1時20分

再 開 午後1時21分

---

●小須田大拓委員長 委員会を再開いたします。

次に、議案第28号 札幌市証明等手数料条例及び札幌市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●小須田大拓委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●小須田大拓委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第28号を可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●小須田大拓委員長 異議なしと認め、議案第28号は、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第33号 札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●小須田大拓委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●小須田大拓委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第33号を可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●小須田大拓委員長 異議なしと認め、議案第33号は、可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第34号 札幌市営住宅条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●小須田大拓委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●小須田大拓委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第34号を可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●小須田大拓委員長 異議なしと認め、議案第34号は、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員会を閉会いたします。

---

閉 会 午後1時23分